

## 第54回「九州女子選手権競技予選」 競技規定

主催：九州ゴルフ連盟

開催期日および開催会場

- |           |   |
|-----------|---|
| 4月 2日 (火) | 小郡カンツリー倶楽部<br>対象選手所属クラブ地域：福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島各県 |
| 4月 2日 (火) | カヌチャゴルフコース<br>対象選手所属クラブ地域：沖縄県                     |

※ 申込者多数の場合は、開催予定日とその翌日に分けて開催することがある。

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。
2. 委員会の裁定  
委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件  
18ホール・ストロークプレー
4. 予選通過者およびタイの決定  
各地区予選通過割当人数は、決勝参加者総数132名よりシード選手参加者総数を差し引いた人数に対し、参加者数比率により配分し後日発表する。なお、予選通過者にタイが生じた場合は、マッチングスコアカード方式により決定する。それでも決まらない場合はくじで決定する。
5. クラブと球の規格
  - (1) 適合ドライバーヘッドリスト（ローカルルールひな型G-1）を適用する。
  - (2) 溝とパンチマークの仕様（ローカルルールひな型 G-2）を適用する。
  - (3) 適合球リスト（ローカルルールひな型G-3）を適用する。
6. 競技終了時点  
委員会が作成した順位表が掲示された時点か、または九州ゴルフ連盟ホームページに順位表が掲載された時点をもって終了したものとみなす。
7. 参加資格  
下記の何れかの項目に該当する女子アマチュアプレーヤー。
  - (1) 加盟クラブの正会員で、参加申込み時点でハンディキャップインデックスが 13.4 までの者。
  - (2) 九州学生ゴルフ連盟が推薦する者 3 名、および九州沖縄高等学校ゴルフ連盟が推薦する者 3 名。

なお、決勝に参加資格がある者（決勝競技規定参照のこと）が、本予選競技に出場した場合はその資格を放棄したものとみなす。又、同一選手が複数会場(他地区連主催競技を含む)での予選競技に出場することは認めない。

委員会は、競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
8. 参加申込
  - (1)加盟クラブ正会員は、所属クラブを通じ、九州ゴルフ連盟ホームページ (<https://www.guk.jp>) の加盟クラブ専用ページより申込み、所定の必要項目を入力の上、締切期日までに、九州ゴルフ連盟に申込みこと。
  - (2)九州学生ゴルフ連盟、九州沖縄高等学校ゴルフ連盟の推薦する者は、所定の申込用紙に必要事項記入の上、締切期日までに九州ゴルフ連盟に申込みこと。

9. 参加料

13,200 円（消費税 10%1,200 円を含む）

適格請求書発行事業者番号 T8700150058990 名称 九州ゴルフ連盟事務局

参加申込締切日までに所属クラブを通じ、九州ゴルフ連盟に支払うものとする。なお、締切日以降の取消しについては、参加料の返金は行わない。

10. 申込期間

2月7日（水）午前10時～3月7日（木）午後5時まで

締切以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。

11. 賞

参加賞

12. 指定練習日およびプレー費

開催日の2週間前から2回（原則として土・日・祝日を除く）開催コースに申込み、そのコースの予め定めた日時  
に練習することができる。規定による練習日、および競技当日のプレー費は開催コースの会員扱いとする。

13. 欠場する場合

締切日以降に欠場する場合、開催日の前々日までは、加盟クラブ会員は所属クラブを通じ、加盟クラブ専用ページ  
より競技会システムにて、九州ゴルフ連盟及び開催コースに届け出ること。加盟クラブ会員以外の者は、所定の書  
式で、九州ゴルフ連盟及び開催コースに届け出ること。

なお、競技前日及び当日の欠場連絡については、本人のスタート30分前までに開催コースに届け出ること。また、  
欠場届提出後の再出場は認めない。

14. 組合せおよびスタート時刻

申込み締切後決定次第所属クラブへ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページにおいて発表する。

15. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し、主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公  
表）することについて、予め同意することを要する。

16. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し、各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にか  
かる競技者の肖像権を、本競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために主催者に譲渡することを、  
予め承諾することを要する。